

大学アーカイブズにおける個人・団体文書（一）

——収集・受け入れについての考察——

堀田 慎一郎

はじめに

一 大学アーカイブズにおける個人・団体文書とは何か

(一) 個人・団体文書の定義

(二) 個人・団体文書の分類とその特徴

二 枠組みの設定―大学アーカイブズの二つの理念型―

三 収集し、受け入れるべき文書

(一) 教職員の個人文書

(二) 卒業生(同窓生)等の個人文書

(三) 団体文書

(四) その他の個人・団体文書

四 個人・団体文書の評価選別

(一) 基準の設定とその考え方

(二) 評価選別の是非とその手順

(1) 文書群の評価選別

(2) 文書群における文書の評価選別

おわりに

はじめに

本稿は、大学アーカイブズ（大学文書館）における個人・団体文書について、その収集と受け入れのあり方を考察するものである。

ここでいう「個人・団体文書」とは、詳しくは本文で述べるが、当該大学（本稿では、そのアーカイブズを設置した大学をいう。以下同じ）以外の個人・団体によって作成・收受・整理・保存されてきた文書のことを指す。

筆者の所属する名古屋大学大学文書資料室（以下、大学文書資料室）は、二〇〇四（平成一六）年四月に、名古屋大学（以下、本学）の歴史に関わる史料館としての機能に加え、保存期間を終えた法人文書をそのつど原課（法人文書を作成・收受・整理・保存してきた事務組織）から体系的に受け入れ、評価選別のうえで整理・公開する新しい任務、すなわちアーカイブズ機能^①を付与された。ただ一方で、その設置目的に、「本学の半現用及び歴史にかかわる文書並びにその他の記録を管理し、調査研究を行うとともに、本学情報の公開に積極的に対応するため」（「名古屋大学大学文書資料室規程」第1条）とあるように、法人文書以外の文書資料についても、収集・整理・公開の対象になっている。

すでに一九八〇年代後半から、全国大学史資料協議会やこれに加盟する各大学の大学史関係者を中心に、大学史編さんのあり方や大学史資料の保存・利用方法などについての議論が深められ、大学史資料の保存利用機関としてのさまざまな大学アーカイブズ像が模索されてきた。アーカイブズ機能をそなえた大学アーカイブズについて本格的な議論が盛んになってきたのは、二〇〇〇年に京都大学大学文書館が登場して以降であるが^②、本稿で扱う個人・

団体文書の収集・整理・公開・利用については、大学史の主要な資料の一つとして、すでに長く議論されてきている。⁽³⁾

一見、大学アーカイブズにおける個人・団体文書についてこれ以上論じるのは、屋上屋を重ねるようであるが、そうではない。すなわち、大学アーカイブズの重要な役割としてアーカイブズ機能が重視されるようになり、やがてその当該大学の記録が根幹所蔵史料の一つになる事態が想定されるようになった（京都大学のように、すでにそうなりつつある大学アーカイブズもある）。大学アーカイブズの規模が、近い将来に飛躍的に拡大することは困難な現実をふまえ、これまでの根幹所蔵史料であった個人・団体資料の位置づけを、新しい枠組みの下で再検討する必要が出てきたのである。これは、それぞれの大学アーカイブズ像を明らかにすることでもあり、当該大学が生み出したの記録史料の評価選別を論じることに劣らず重要である。

大学アーカイブズの所蔵史料のあり方については、すでにこれを総論的に述べたいくつかの論稿がある。⁽⁴⁾ 本稿は、当該大学の記録史料を十分に視野に入れながらも、それ以外の個人・団体文書に特化してに論じ、先行諸研究による成果をさらに具体化・深化させようとするものである。⁽⁵⁾

また、以上のような状況は、大学アーカイブズに限ったことではなく、日本全体のアーカイブズ事情にもいえることである。

すでに明らかにされているように、戦前の日本におけるアーカイブズ認識は、アーカイブズ機能には及ばず、近世以前の古文書を収集して保存する「古文書館」にすぎなかった。戦後になって、近代行政文書の歴史的価値が再評価され、古文書学よりも対象範囲を広げた史料学の発展をみた。しかし、アーカイブズ機能を持つ欧米の文書館像は、先駆的な紹介はいくつか見られたものの、史料学の主要な関心事にはならなかった。歴史研究者を中心に史

料保存運動や文書館設置運動が盛り上がったが、そこで求められたのは過去の史料（とりわけ民間史料）を保存する「史料館」であった。⁶⁾

一九八〇年代に入り、国文学研究資料館の研究者を中心に、欧米のアーカイブズ科学（記録史料学）を積極的に取り入れ、アーカイブズ機能をアーカイブズの根幹として位置づける先駆的画期的な研究が登場したが、アーカイブズⅡ「史料館」というイメージが払拭されるのはそう簡単なことではなかった。それでも、一九八七年の公文書法の制定をきっかけに、地方自治体によるアーカイブズ（公文書館、文書（ぶんしょ）館）が多く設立されるようになる。前述の先駆的な諸研究を継承しつつ地方の文書館のあり方を論ずる、地域文書館論が盛んになった。⁸⁾

ここで問題になってきたのが、地方自治体アーカイブズの収蔵史料のあり方である。国レベルの場合、公文書史料は国立公文書館、それ以外の史料は国文学研究資料館などの諸機関といった役割分担が可能だが、多くの自治体では、アーカイブズ機能を持つ公文書館と、公文書以外の史料を所蔵する「史料館」を、両方持つのは容易なことではない。自治体の公文書館や文書館が、公文書以外の史料をどの程度の収蔵できるのか、あるいは収蔵すべきなのかという問題は、今なお解決されていない。また最近になって、かつての史料保存・文書館運動の中心になり、民間史料の保存に尽力してきた地域史研究の立場からも、公文書館や文書館が民間史料を収蔵することが自明ではなくなってきたという問題提起がなされている。⁹⁾

大学アーカイブズも、まさにこれと同じ問題を抱えているのであり、この古くて新しいテーマである個人・団体文書の扱いを論じることは、日本のアーカイブズ論全体にも資することになるはずである。ただ、もとより本稿では、大学アーカイブズにおける個人・団体文書のあり方について、特定のモデルを最善であると結論づけるつもりは毛頭なく、各大学アーカイブズがこのテーマを検討する際の一助になることを目標とするものである。

なお、本稿は、個人・団体文書を所蔵資料として受け入れるまでを論じたものあつて、個人・団体文書を総合的に論じるには、収集・受け入れ後の整理・保存・公開の段階への論及が不可欠である。これについては稿を改め、次稿に予定している「大学アーカイブズと個人・団体文書(二)」として論じたい。¹⁰⁾

一 大学アーカイブズにおける個人・団体文書とは何か

(一) 個人・団体文書の定義

本章では、本稿で述べる「個人・団体文書」をより明確に定義するとともに、その具体的な例を明示しつつ簡単な分類作業を試み、その特徴についても若干言及して、考察の範囲を確定する。

すでに序文において、本稿における個人・団体文書とは、「当該大学以外の個人・団体によって作成・收受・整理・保存されてきた文書」であると述べた。¹¹⁾ そのような回りくどい定義をしなくても、「私文書」でよいではないかとの批判もあろう。しかしながら、私文書とは非公文書であるすれば、私立大学の事務文書(文科省などの往復文書は除く)もその範疇に入ってしまう。私立大学の事務文書は、確かに私文書ではあるが、当該私立大学にとっては固有のアーカイブズであり、これは本稿の直接の対象からは外れなければならない。これでは考察上混乱を来たすばかりであり、国立・私立を問わない大学アーカイブズ一般を論じようとする本稿にとって、単に私文書という定義では不適切である。

それでは、「非事務文書」ではどうか。しかし、そもそも団体文書には、多くの場合その団体の事務文書がふくまれており、これも本稿においては適切を欠く。仮に「当該大学の非事務文書」と定義を詳しくしても、問題は解決しない。たとえば当該大学に勤務していた個人の文書においては、その個人が手元資料として持っていた事務文書の複製が残っていることが少なくないが、これもまた事務文書だからである。また、大学が自らの予算を用いて刊行する印刷物は、事務文書とは呼びにくい¹³が、一般の事務文書ときわめて密接で相互補完の関係にある、当該大学固有の重要なアーカイブズとして認識すべきものである¹²。したがって、本稿の対象に入れることはできない。

これまでの議論から分かるように、本稿の「個人・団体文書」とそうでないものを区別する基準は、大学アーカイブズの設置主体固有の文書か否かであると言い換えることもできる。すなわち当該大学のアーカイブズ（記録史料¹³）ではないもの、それが本稿で論じる「個人・団体文書」にほかならない。当該大学が生み出したものではない文書と言ってもよいだろう。その意味では、単に「学外文書」とすることも可能だが、個人文書と団体文書が、それぞれの個人と団体の固有のアーカイブズであることを意識しながら議論を進めるべきであると考えた¹⁴。

（二）個人・団体文書の分類とその特徴

本節では、大学アーカイブズにおいて、前節で定義した個人・団体文書には具体的にどのようなものがあり、どのような特徴を持っているのかを、複数の観点からの簡単な分類を試みつつ明らかにする。

まず形態であるが、これは結論からいえば、記録媒体であればありとあらゆるもの含まれる。これは、現代において「文書」という言葉が、きわめて多くのものを指すようになってきていることを反映している。

たとえば『文書館用語集』によれば、「文書」とは「意思伝達・集合記憶・意思決定のために、文字を利用して作成された記録情報」とされている¹⁵。これにしたがえば、せまい意味での文書のほか、図書、刊行物などのあらゆる紙媒体はもちろん、デジタル媒体であっても、そこに文字による記録情報があれば全てが文書である。

さらにいえば、記録手段を文字に限定する必要もないように思われる。具体的には、写真や音声、画像も、文字は用いていないが記録であることに違いはない。公文書館法の制定後に内閣官房副長官が公表した「公文書館法解釈の要旨」（一九八九年六月一日）によれば、「公文書」とは「公務員がその職務を遂行する過程で作成する記録」であり、その媒体を問わないとされている。すなわち、文字以外の手段による記録についても除外しておらず、地図や図面類、フィルム類、音声記録も対象に入られている¹⁶。

このように、本稿における「個人・団体文書」は、形態でいえば、当該大学による記録でさえあれば、媒体も手段も問わない幅広いものを対象にしている。

次に、出所によって分類してみる。ここでいう出所とは、その個人・団体文書を、作成・收受・保存してきた個人・団体のことであり、所蔵者とは必ずしも一致しない。特に個人文書の場合、その当該個人の生前か、亡くなった直後であれば、出所と所蔵者は一致するわけだが、亡くなった後も遺族等が保存して、かなり時間がたつてからアーカイブズに寄贈される場合も少なくない。ただ、出所はアーカイブズの基本的な要素であるのに対し、所蔵者によって分類することの意味はあまり見出せない¹⁷ので、ここでは出所のみを考える。

大学アーカイブズが収集、あるいは大学アーカイブズに寄贈・寄託される個人・団体文書の出所は、個人としては当該大学の構成員であったことのある個人がほとんどである。教員、職員（本来、大学に勤務する者は全て職員であるが、本稿では便宜的に事務職員の意味で用いる）、在校生、卒業生、同窓生などに大別できよう。むろん構

成員以外にも、当該大学に在籍していたことはないが、その歴史に関わった人物も出所として考えられる。

団体では、学生自治会、職員組合、体育会、同窓会、校友会、生協など、当該大学ときわめて密接な関係を持っているものの文書が中心となる。前身学校の記録については、これを当該大学の記録とするかどうかは意見が分かるところかもしれない。本稿では、当該大学として改組された場合はもとより、合併や包括されたあとに廃止され、厳密には組織的な連続性がない場合でも、当該大学の記録として扱うべきものであるとの見地から、個人・団体文書には含めないこととする¹⁷。

次に、文書の作成主体から考えてみる。ここでいう作成主体とは、文書群全体を生み出した出所ではなく、個々の文書の文字通りの作成者のことである。これについては、多くの文書が出所と一致することは、当該大学のアーカイブズの場合と同様である¹⁸。問題はこれが一致しない場合で、業務遂行上の過程の中で出所者が必然的に受領したものと、業務参考のため出所者が意識的に収集したものに大別されよう。

当該大学や団体のアーカイブズにおいては、後者より前者が重要であり、後者の多くは記録とも見なされず廃棄されることすらある。ただ個人文書の場合、必ずしもそうとは言えない特徴がある。たとえば、当該大学の事務職員が手元資料として持っている事務文書の複製は、その個人にとって法的には集積する必然性はないはずだが、当該大学の歴史にとって重要性は、その個人のプライベートな記録などとは比べものにならない。団体文書においても、その団体にとっては自らが作成した文書が最も重要なはずだが、当該大学にとっては必ずしもそうではなく、むしろその団体が当該大学から収受した文書の重要性が高くなる特徴が指摘できる。

以上のように、個人・団体文書は、媒体・作成主体の多様性、出所の同一性（その文書群が共通の出所を持っていること）においては、基本的に当該大学のアーカイブズと変わるところがない。しかしその一方で、当該大学の

歴史を再構成するうえで必要とされる要素には大きな違いがあり、大学アーカイブズにおける位置づけを検討するために、当該大学出自の文書群とは異なった視点での分析が求められるのである。¹⁹

二 枠組みの設定―大学アーカイブズの二つの理念型―

本章では、大学アーカイブズにおける個人・団体文書について、何を収集し、受け入れるべきかを論じる前に、その分析の枠組みを設定する。

ただし、すでに述べたように、大学アーカイブズが収集し受け入れるべき「正しい」史料を定めることが本稿の目的ではない。国立大学が法人化したこともあり、国立・私立を問わず、大学のあり方はこれからますます多様化していくであろう。これにともなって大学アーカイブズも多様化していくはずである。後世へ残す歴史的文化的遺産という観点からすれば、どの大学も同じような史料を持っているより、それぞれの大学が特徴ある史料を持っている方がむしろ有益で²⁰ある。

しかし、収蔵すべき史料は大学それぞれであるとして、そこで議論をやめてしまつては、大学アーカイブズは他の施設に対する独自性を喪失し、やがてはその存在意義を失うであろう。いまだ草創期にある日本の大学アーカイブズは、大学による多様性を尊重しながらも、その核となる部分は共有し、理念を確立していくことが必要であると考える。

そこで本稿では、多様性を尊重しつつ理念を共有できる議論を進めるために、大学アーカイブズの二つ理念型を

設定する。そしてその理念型としての大学アーカイブズは、どのような史料をどのように収蔵することになるのかを検討する。

二つの理念型を設定するにあたっては、最近の大学アーカイブズの代表例として京都大学大学文書館と明治大学の明治大学史資料センターを挙げて、それぞれの特徴を的確に指摘した西山伸氏の論文を参考にした。⁽²¹⁾

それによれば、前者は保存期間の満了した非現用の法人文書を活動の基盤とする。非現用文書を評価選別し、残すべき記録史料を保存・管理・公開することを業務の中心にすえている。大学の組織としての営みを示す資料を重視する方針からであり、非現用法人文書こそが当該大学の活動の軌跡を網羅的・系統的に最もよく示すという考え方にもとづいている。すなわち、アーカイブズ機能を重視した大学アーカイブズであり、当該大学における（公）文書館的な存在、あるいは当該大学の記録史料館としてのアーカイブズであるといえる。本稿では、このタイプの大学アーカイブズをA型とする。

これに対して後者は、「創立者」「校友」「地域」といったテーマを主要活動項目とする。これは大学を構成する諸要素の把握、さらには大学と社会との有機化に重きをおいた方針であり、当該大学の歴史を、社会との関わりにおいて明らかにすることを重視している。⁽²²⁾ この場合の大学アーカイブズは、大学組織の外部から本稿でいう個人・団体文書を収集する機能が中心の一角を占める、幅広い活動を行う当該大学の歴史資料館として位置づけられる。本稿では、このタイプの大学アーカイブズをB型とする。

ここであらかじめことわっておきたいのは、このA型、B型とはあくまで理念型であって、実際にはほとんど全ての大学アーカイブズが、A型の要素とB型の要素を合わせ持っていることである。A型のモデルである京都大学大学文書館でも、本稿でいう団体・個人文書を収蔵対象にしているし、B型のモデルである明治大学史資料センター

も、アーカイブズ機能を否定しておらず、学内文書を重視しているとして²³いる。

つまり、個々の大学アーカイブズのあり方を決めるのは、そこへ投入される資材（具体的には予算、人員、文書の保存スペースなど）の絶対量と、A型の機能とB型の機能の割合であるといえる。この二つの要素の組み合わせによって、それこそ無数のあり方が考えられるが、この理念型の設定は、日本の大学アーカイブズを、多様性を尊重しつつ総合的に論じるための枠組みであるときり返しになるが強調しておきたい。

ところで、諸外国において、公文書館および文書館としてのアーカイブズは、その設置主体の記録史料を扱う機関であり、それ以外の史料は基本的に収蔵の対象に入らないのが一般的であるとされる。日本では、地方自治体の公文書館・文書館においては、公文書を中心にしつつも、現実問題として地域の一般的な歴史資料も収蔵すべきである（せざるをえない）との考え方が主流であるが、²⁴その一方で、設置主体の記録史料以外の史料を新しく収蔵することは公文書館法の枠組みを超えており、²⁵それらは他の類縁機関に任せるべきとする見解もある。大学アーカイブズにおいてはどうか考えるべきであろうか。

後者の見解は、アーカイブズ機能と一般史料の収集機能とを混在させることは、日本では認知度のきわめて低い前者の機能を埋没させかねないことを危惧するものであり、それは筆者も非常によく理解できる。ただその一方で現在の日本には、それぞれの団体や個人がそれぞれのアーカイブズを保存し活用するという慣行が定着していない²⁶うえに、公文書館法はあっても、諸外国のように公文書以外の史料保存を規定する法的枠組みがない。また国レベルのように、行政文書は国立公文書館や外務省外交史料館、それ以外の歴史資料は国文学研究資料館や国会図書館憲政資料室などの諸機関、という役割分担ができればよいが、地方自治体レベルにおいては、公文書館と史料館（歴史資料館）を同時に持つケースはむしろ例外に属する。

つまり、公文書館や文書館のアーカイブズ機能への純化を議論するには、一般史料に対する法的枠組みの設定、団体・個人文書が当該団体・個人で保存されていく慣習の普及、さらにはそれが不可能な重要史料を保存する施設の確保、これらを合わせて論じるべきであろう（もちろん後者の見解も、それを前提としてのものであるが）。こうした問題が解決されるまでは、アーカイブズの両機能性を前提とせざるをえない²⁷。そして大学アーカイブズも同じ問題を抱えているわけである。

三 収集し、受け入れるべき文書

(一) 教職員の個人文書

本節では、前節で設定した枠組みを前提に、収集し、受け入れる文書についての考え方を述べる。

大学アーカイブズが収蔵する個人文書として双璧をなすのは、大学の教職員と卒業生の文書であろう。いずれもかつては大学の構成員であったという共通性を持っているが、前者は組織の運営者であるのに対し、後者にはその性格は弱い。まず本項では、前者の個人文書について、その収蔵の是非を検討する。

まず教職員文書の特徴の一つとして、その教職員が当該大学の組織運営業務の便宜のために作成・収集した文書が含まれているケースが挙げられる。事務文書の複製物が残されていることもありえよう。いわゆる手元文書である。

こうした文書は、A型、B型ともに収蔵の対象になりうるが、特にA型において重視される。大学の意思決定のプロセスは、A型にとってきわめて重要な意味を持つが、一般の事務文書にはフォーマルなプロセスしか載らない場合が多い。これを具体的に補うものとして有効な教職員の手元文書は少なくない。とりわけ枢要の地位にいた教職員の手元文書は重要である。²⁸ また、こうした手元資料の中には、ある事案の決裁までのプロセスを示す、本来的には事務部局のファイルに綴じられるべき文書が、誤って、あるいは公的記録と私的記録の区別が曖昧なために含まれている場合も少なくない。²⁹

また事務文書の複製物については、アーカイブズ機能をそなえたA型であれば本来必要ないわけであるが、アーカイブズが設置される前の事務文書のオリジナルは、保存期間が満了した時点で廃棄されてしまっていることも多い。その場合には、貴重な組織運営文書として保存すべきものも当然ある。

次に、これは教員文書にほぼ限られるが、当該大学においてその教員が実施した講義や学生指導などの教育記録は、大学に特有の資料として注目される。言うまでもなく教育は、研究と並ぶ大学運営の主要目的の一つである。また同時に、シラバスなど若干の刊行物のほかには、なかなか内容が記録として残りにくいという特質もある。これはA型の観点からすると、とりわけ広義には大学の組織としての営みの所産にほかならず、その関係文書は重要である。これからの大学は、講義内容の外部および自己による評価・点検がますます求められるようになるだけに、講義に関するアーカイブズの重要性は高まっていくだろう。

教員個人の研究業績、具体的には研究書や論文はどうか。まずA型であるが、その教員が当該大学在籍時の研究成果として発表したものについては、広義には大学の組織としての営みを示すものといえなくもないが、やはり図書館などの専用施設によって所蔵されるべきである。B型についても、特に純研究的なものについては、アーカイ

ブズで収蔵する対象にはなりにくい（創立者や著名な教員による論文の手稿などは、記録ではなく物品としての展示などには重要であるが、物品については本稿の対象外である）。A、Bを問わず、日本全国に大量に配布されることが多いため、希少性が低いことも、アーカイブズでは優先順位の低い理由の一つである。ただ当該大学の刊行する研究紀要類については、これは大学の生み出す文書の一種にほかならず、フォーマルな組織運営の成果である。理念上はアーカイブズが収集してもおかしくない。ただ所蔵スペースの制約と、他の学内刊行物と異なり、研究紀要類は他大学・研究機関でも体系的に保存されるので、あえてアーカイブズが独自に保存する必要は相対的に小さい。

それでは、教員個人あるいは特定の学科や講座、研究室が行った研究に用いられた研究資料（データ類も含む）はどうであろうか。これは大学特有の文書であり、大学アーカイブズの他のアーカイブズに対する特徴を主張するには、むしろこれを重視すべきではないかという意見もありえよう。ただ大学に限らず、日本のアーカイブズは、まだ相互に競争するよりも、自らの基盤を確立するべき段階にある。研究資料を積極的な対象とするのは、アーカイブズの固有性が失われ、学内での存立基盤が弱まるのではないだろうか。とりわけA型のアーカイブズにおける優先度は低いものと思われる³⁰。また、B型においても収蔵価値は小さい。

もちろんこの場合、その研究がどのように社会に貢献したか、あるいは影響を与えたかを示す文書は含まない。これについては、特にB型において重視されることになろう。

次に、教職員個人の社会における活動記録について検討する。これに関しては、社会や地域との関わりを重視するB型が積極的に収蔵することになる。ただし、その教職員が当該大学に所属していない時期についての記録の優先順位は低くなる。組織としての運営文書を重視するA型の場合、大学運営に大きな影響を及ぼした教職員の自

伝などを除けば、収蔵する余地は少ない。寄贈されたものともかく、積極的な収集の対象には入りにくいといえる。

また、教職員の個人文書に多く含まれているものに、当該大学が発行した各種の刊行物がある。この資料は、拙稿で詳しく論じたように、一般事務文書と相互補完関係あり、その評価選別にも、独自の歴史資料としても大きな役割を果たす⁽³¹⁾。当該大学内において体系的な収集体制が整っていない場合、あるいは収集体制が整っていない時期のものは重要資料として認識すべきである。A型の場合は、当該大学の生み出すアーカイブズの一環として重要であり、B型の場合は、当該大学が地域・地方に向けて発信する情報や自己認識を示すものが重要になる。

最後に、教職員の日記やメモ、書簡、手稿類、蔵書などはどうか⁽³²⁾。個人文書は、あくまで個人のアーカイブズである以上、むしろ多くの場合こうした文書の方が普通である。まずA型においては、収蔵の必要は一般に低いといわざるをえない⁽³³⁾。B型においても、一般には優先度は高くないが、その文書群そのものが、その大学の歴史を語り、建学の精神や大学運営の理念を示すものであれば、むしろ積極的に収蔵することもありうる⁽³⁴⁾。B型が創立者を重視するのも、その人物が大学の建学精神・理念を体現するからであると言換えることができる。

(二) 卒業生（同窓生）等の個人文書

本節では、当該大学の卒業生（同窓生）の個人文書を中心に検討する。在校生については、退学や転学をしない限りは必ず卒業生でもあるし、また確実に同窓生でもあることから、これについても本節で論じる。

前節で述べたように、卒業生は教職員と異なり、卒業後はもちろん、在校時にも大学の組織運営に関わることは

ほとんどない。このことは、卒業生文書がA型アーカイブズにおいては相対的に重視されないことを意味している。また、個人文書を考えるうえで卒業生と教職員が大きく異なる点がもう一つある。それは、ある個人が当該大学の教職員である期間は限定的であり、中にはほんの短期間しか在籍していない場合も珍しくないのに対し、卒業生は何があつても死ぬまで卒業生であるということである。そして卒業生はすべからず社会的な存在であるから、B型アーカイブズにおいて重要視されることを意味する。

卒業生文書の場合、前節の教職員文書の時のように研究業績と社会における活動を分けて考える必要はない。なぜならその研究書や論文は、当該大学における研究から直接生み出されたものではないからである。前節との関係で本稿では一応分けておくと、二つを社会における活動として一括してもよいだろう。

A型では、研究業績にしる、社会における活動記録にしる、収蔵対象に入ることはない。大学の組織的な活動とは無関係だからである。これに対し、B型はむしろ主要な収蔵対象になる。「校友」という観点からであるが、それが地域や地方と深い関係のある活動であつた場合、その重要度はいや増すことになる。

ただ卒業生文書においては、A型とB型の理念型ではすくい切れない内容の文書がある。それは、在校時の大学生活を物語る記録文書である。大学に提出した論文や答案、レポート類は大学や教員の側に残るとしても、それ以外のことについては、やはり卒業生文書に頼らざるをえない。これについては、当該大学の歴史を叙述する際に不可欠となる事項であり、A型、B型を問わず、収集に心がけるべきである。

最後に、卒業生文書における日記、メモ、書簡、手稿類については、A型はもちろん、B型においても、当該大学の歴史に大きな影響を与えるか、建学の精神、大学運営の理念を体現した人物のもの以外は、積極的な収蔵の対象にはならない。

教職員でもなく卒業生でもない個人の文書については、A型、B型を問わず、収蔵対象になるものはほとんどないといわざるをえない。ただし、これまでも何回か言及してきたように、当該大学の歴史に大きな影響を与えたり、建学の精神、大学運営の理念などを体現する個人のアーカイブズであれば、収集の対象になりうる。

(三) 団体文書

本節では、団体文書の収集と受け入れについて検討する。もともと本稿において、団体文書と個人文書の差異はそれほど大きなものではない。確かに、団体文書は個人文書と異なり組織運営文書である点では、文書群の構造上は当該大学のアーカイブズ（組織運営文書）と似ているだろう。しかしその類似点は、本稿の分析視角から見れば、団体文書も個人文書も当該大学の外部者のアーカイブズであるという共通点には、重要度において遠くおよびない。したがって、前節で個人文書について述べてきたことは、そのまま団体文書にも当てはまる部分が多い。本節では、団体文書特有の論点にしばって論じる。

大学アーカイブズにおける団体文書の特徴は、その団体が基本的には当該大学の外部にありながら、当該大学と総じて密接な関係にあることである（逆にいえば、それ以外の団体文書は、まず大学アーカイブズの収蔵対象にはならない）。具体的には、同窓会、校友会、体育会、体育会、学生自治会、職員組合、生協などが考えられる。またこれらは、その主要構成員によつて、体育会・学生自治会（在校生）、同窓会（卒業生）、職員組合（教職員）の三つに分類できると、その構成員はいずれもその個人文書が大学アーカイブズの収蔵対象になることが多い個人である。

これらの団体文書には、当該大学との密接な関係から、多くの往復文書の存在が推測される。ただA型の観点に

立てば、当該大学にアーカイブズ機能がそなわっていれば、この往復文書は当該大学側にも残っているはずである。したがって本来的にA型では、こうした団体との往復文書は収集の対象に入れなくてもよい（アーカイブズ機能がそなわる以前の時期のものについてはそうとばかりも言えないが）。B型については、これらの団体は大学と学外との結節点に存在するだけに、A型より収蔵の優先順位は高い。ただA型、B型を問わず、その団体と当該大学の交渉などを論じる際には、当該大学側だけではなく、その団体の意図を明らかにしなければ公正を欠く。その意味では、当該大学と直接的に交渉した事項に関する文書は重要ではある。

当該大学の組織とは直接の関係のない文書はどうであろうか。実際には、こうした文書の方が多く残されていることの方が多からう。こうした団体は、先に述べたように構成員のほぼ全てが当該大学の教職員か卒業生（在校生）であり、当該大学の組織とのやり取りではないといっても、一概に大学史と無関係であるとはいえない。これについては、組織運営を重視するA型では優先度が低いといわざるをえない。逆に校友を重視するB型では優先度が高いといえよう。

もちろん、当該大学とこうした団体が総じて密接な関係にあるといっても、やはり大学によって密接さの度合いには少なからぬ差異がある。たとえば同窓会や校友会ならば、B型の要素が大きいアーカイブズを持つ大学では密接度は非常に強く、A型のそれはその逆の傾向にある。後者は国立大学と言いつてもよいかもしれない。しかしその一方で、法人化されたこれからの国立大学は、同窓会とのつながりを強化し、その支援を取り付けなければ立ち行かない状況にある。時期によって密接度が変化することも視野に入れるべきであろう。

それでは最後に、当該大学と恒常的に密接な関係にない、あるいは構成員が当該大学の教職員や卒業生ではない団体の文書はどうか。これについてはA、Bを問わず優先度は低いといえる。大学との関係が密接な時期のみを重

視するという考え方もあるが、そもそもそうした団体との往復文書は当該大学にも残っており、自らのアーカイブズ機能によってフォローできるのである。

(四) その他の個人・団体文書

それでは、これまで検討してきた以外の個人・団体文書はどうか。すなわち当該大学の歴史に直接的に関係がないのみならず、その建学の精神や大学運営の理念にもいつき関係のない個人や団体の文書である。

結論からいえば、例外はあるにしろ、少なくとも理念のレベルにおいては、こうした文書は収蔵対象から外すべきである。これはA型、B型を問わない。地方自治体の文書館が、その自治体と縁もゆかりもない文書を、理念上の所蔵対象に入れている例を筆者は知らない。これを大学アーカイブズに当てはめれば、結論はおのずから明らかである。

これは、大学アーカイブズが当該大学内の独立した部局として存在している場合、もしくは当該大学の附属図書館や博物館に属していても、大学アーカイブズとしての機能を専門に担当するセクションとして存在している場合はむろんこと、そうではない大学においても重要な論点である。大学アーカイブズをハコモノや組織ではなく、機能としてのみ見た場合、この固有の機能をその他の機能と混同してしまうことは避けなければならない。

そうしなければ、大学アーカイブズやその機能は存在意義を見失い、やがては当該大学に省みられなくなるだろう。そして、大学アーカイブズやその機能を失った大学は、その歴史を失うとともに、社会に対するアカウンタビリティ（説明責任）能力を失い、さらには組織運営を自己検証する手段を失う。こうした組織が、これからの社会

でたどる末路は明らかであろう。

四 個人・団体文書の評価選別

(一) 基準の設定とその考え方

前章において、A型とB型のアーカイブズが収蔵すべき文書を検討したが、これは言い換えれば、情報提供のあった、あるいは寄贈・寄託の申し出のあった個人・団体文書を「評価選別」することを前提としている。本章では、この個人・団体文書の評価選別という局面に着目し、その手続きや手順などについて論じる。

まず本節では、収集・受け入れ基準の設定について検討する。その大学アーカイブズが当該大学の中で固有性と独自性を保ち、ひいては当該大学の運営に資するためにも、どのような文書を優先的に受け入れるのかという基準を、あらかじめ内外に明らかにしておくことが必要なのではないだろうか。またこれにより、ある文書の受け入れを断念する、辞退するという手段をとらざるをえなくなった時、その判断が恣意的なものでないという証明にもなる。

大学文書資料室では、「名古屋大学大学文書資料室規程」において、取り扱う対象として「本学の半現用及び歴史にかかわる文書並びにその他の記録」と述べられているのみで、本学の記録史料か否かを問わず、収集・受け入れ文書の具体的な基準は設けられていない。法人文書の評価選別業務が緒についたばかりで、いまだ基準の策定に

は至っていないため、個人・団体文書についても基準の策定が遅れている。

他の大学アーカイブズを見ても、当該大学の記録史料と個人・団体文書の両方を視野に入れた基準を公開している例はないようである。例えば京都大学大学文書館では、「京都大学大学文書館への法人文書等の移管等に関する要項」があるが、ここで取り扱われているのは基本的には京都大学の記録史料であって、個人・団体文書は対象に入っていない。これは、同文書館がA型の要素が強いアーカイブズであるからであろう。また、東北大学史料館における「東北大学史料館資料収集規程」では、そこで扱われる「歴史資料」の範囲を五項目にまとめているが、そのうちで個人・団体文書に相当するものといえば、第五項目の「その他東北大学史料館長が必要と認めたもの」くらいしか見当たらない。

この二つの例に限らず、国立大学のアーカイブズはA型の要素が強い傾向があるため、学内文書（法人文書や学内刊行物）中心の資料収集規程が定められる傾向にあるようだ。その意味では、私立大学は以前よりB型の傾向が強かっただけに、個人・団体文書に即した収集基準を持っているかもしれないが、これを内外へ積極的に公開している例を筆者は寡聞にして知らない。ただ私立大学でも、A型の要素を強めようという動きがあり、これからは私立・国立を問わず、当該大学の記録史料と個人・団体文書の両方に配慮した、収集・受け入れ資料を定める規程が必要になるものと思われる。³⁵

これについては、地方自治体アーカイブズの事例に学ぶことも必要だろう。地方自治体のアーカイブズの多くは、公文書だけではなく、それ以外の地域資料も収集の対象としている。³⁶ そしてすでに述べたように、公文書以外の地域の歴史資料をどの程度受け入れるべきかという問題を抱えている点では、大学アーカイブズと同様だからである。

地方自治体アーカイブズの基準には、(1)「歴史的公文書等」（神奈川県立公文書館）、「歴史的文化的価値を有

する文書等」(兵庫県公館県政資料館) というように、公文書とそれ以外の文書を一括して基準を定めているもの、(ii) 一つの基準の中に、公文書とそれ以外の文書の項目を分けているもの(北海道立文書館)、(iii) 公文書以外の文書に特化した基準を定めているもの(群馬県立文書館)の三タイプがある。³⁷⁾

(i) は、公文書の収集をより重視している自治体に多いようである。前々章で設定した大学アーカイブズの理念型でいえば、A型に近いことになる。もちろん、当該大学の記録史料も個人・団体文書も、当該大学の歴史を語る史料であることに違いはなく、一つの基準があれば足りるという考え方もあろう。ただA型の場合、収集・受け入れが可能な個人・団体文書の絶対量が少ないのだから、そうであればこそ、むしろそれに即した基準を明らかにしておく必要があるのではないか。またB型においても、公文書を中心に想定された基準では不便であろう。

(ii) と (iii) は、公文書と個人・団体文書を区別している点では共通している。ただこれまで述べてきたように、実際の大学アーカイブズは、A型の要素とB型の要素を合わせ持つて存在している。自治体の公文書史料が、その自治体区域の歴史資料の全てではないことと同じように、大学の生み出した記録史料がその大学の歴史資料の全てではない。大学の記録史料とそれ以外の個人・団体文書、この両者を合わせて大学の歴史資料の総体であると認識し、両者を視野に入れた評価選別を行えることは、公文書館と歴史資料館を兼ねている大学アーカイブズのメリツトの一つでもある。大学アーカイブズの取り扱うべき文書の全体像が一見して分かるという意味では、A型、B型を問わず(ii)の方が望ましいように思われる。³⁸⁾

そこで、(ii) の代表例として、北海道立文書館の「文書館資料収集基準」を検討してみたい。同基準は、「第一 公文書」、「第二 私文書」、「第三 刊行物」から成っているが、公文書に比べると私文書の項は簡単で、全部で六項目である(刊行物の項はさらに簡略で三項目)。なお、私文書とは、「私的な団体、企業、個人(家を含む)。以

下同じ)を出所とする文書」であると定義されており、これは本稿でいうところの個人・団体文書に相当する。

第一項目は、政治、経済、社会、文化などにおいて、重要な役割を果たした団体・個人の活動に関するものである。これは、大学史に置き換えれば、大学史において重要な役割を果たした団体・個人の活動記録ということになる。第二項目は、移民の移住・定着時の実態に関するものである。北海道移民は、大規模なものとしては日本において北海道史にしか見られない歴史事象である。大学では、その大学史にしかない歴史事象を示す文書に相当する。第三項目は、地域の特色、生活習慣、伝統文化等の実態に関するものである。大学史でいえば、他の大学とは異なつた伝統や文化、学生生活の特徴を示す文書ということになるか。第四項目は、主要な行事、事件、災害に関するものである。大学史においても、文字どおり主要な行事、事件、災害を示す文書に相当しよう。第五項目は、北海道関係の公文書の散逸部分を補うことができるものである。これは、大学が生み出した記録史料からは得られない重要な事実を示す文書ということになる。第六項目は、その他、北海道の沿革に関するものなど、学術研究の上で保存の価値があると認められるものである。これは大学でいえば、高等教育史や科学史など研究に役立つ文書ということになる。⁽³⁹⁾

要領よく要点を指摘した六項目であるが、これではかなりの文書が対象になるようにも思われ、大学アーカイブズでは前章までの諸論点をふまえた、もう少し具体的な内容を示した方がよいと思う。⁽⁴⁰⁾

(二) 評価選別の是非とその手順

(1) 文書群の評価選別

さて、これまで本稿は、大学アーカイブズにおける個人・団体文書は、選択的に収集・受け入れるべき存在であることを前提に検討を進めてきた。すなわち、個人・団体文書も、当該大学の記録史料と同じように、「評価選別」すべき対象であるとの前提である。

これまでの議論の中では区別してこなかったが、それぞれの個人・団体文書を文書群として考えた場合、この評価選別という行為は大きく二つに分けられる。それは、①その文書群を受け入れるか否かというゼロサム⁽⁴⁾の判断、②文書群の中で必要なものを選択するという判断、の二つである。実務のレベルでの具体的な対応を考える場合、この二つについてはそれぞれ別個に論じる必要がある。また、そもそも②は文書群を崩壊させることにもなりかねないだけに、その是非を含めた検討が必要である。さらに、①、②のいずれについても、その個人・団体文書を形成・保存してきた当該個人・団体が、生存・現存しているか否か、これも分けて論じる必要がある。

本節では、こうした論点に留意しながら、個人・団体文書の評価選別をする際の実務上の手順について検討する。まず本項では、①の評価選別について検討する。出所の原則、原秩序尊重の原則からすれば、一つの出所から生み出された文書群を一括して保存する道を優先的に模索すべきであろう。

個人・団体文書を形成・保存してきた個人・団体（以下、当該個人・団体）が生存・現存している場合、その文書がいかに歴史的に貴重なものであっても、その当該個人・団体による保存を第一に考えるべきである⁽⁴⁾。これは、大学アーカイブズの書庫スペースの限界という理由もあるが、何よりもそれぞれの個人・団体が自らの記録史料を

保存するというアーカイブズ文化を、日本でも普及させていくために重要である。また記録史料は、その作成主体の活動に即した形で保存・活用されてこそ最も真価を發揮する⁽⁴⁾。貴重な文書であるがゆえに自らが保存し、後世に伝えていくべきであるという意識を啓発しなければならぬ。

もちろん、その際には、整理・保存のノウハウをしつかりと提供することも忘れてはならない。これは保存方法と同時に、当該個人・団体が自らの記録を評価選別する方法も含まれる。当該個人・団体が生存・現存する以上、その記録の評価選別は自らで行うべきであるが、アーキビストを置いてでもない限り、業務的価値や証拠的価値はともかく、歴史的文化的な価値を評価することは現実的に難しい。こうした啓発の役割は、本来なら地方自治体のアーカイブズが果たすべきであるが、当該大学の歴史資料の保存先に限っては、大学アーカイブズがその役割に任じるべきである。

また、所在情報はもちろん、簡単な内容情報や、できれば目録情報を把握しておくことも重要である。大学アーカイブズが現物を保存しない（できない）から、それだけの手間をかける必要はないという考え方は的外れであろう。むしろ、大学アーカイブズの貴重な書庫を節約できるという積極的な意味に理解すべきである。大学アーカイブズは、当該大学の歴史に関する文書を保存する機関であることは当然であるが、それだけではない。現物を所蔵するか否かに関わらず、当該大学の歴史に関する文書やその情報を、ネットワーク化するセンターでもあるべきである。もし、どうしても手元に置いておきたい文書があれば、それに限って撮影・デジタル化などの措置をとればよい。

地域の歴史資料についても、一九八〇年代までは「現地保存主義」の下、その保存機関としての地域文書館の設立運動に力点が置かれていた。しかし九〇年代に入ると、新しい「現地保存主義」として、文書をその発生主体自

らが保存する意味に捉え直し、その補完システムとして文書所蔵者をも含めたネットワーク作りが提言され、その際の地域文書館は、ネットワークの形成者として重要な役割を果たすことが期待されている⁽⁴³⁾。地域の歴史資料を当該大学の歴史資料と置き換えれば、大学アーカイブズの果たすべき役割も見えてくるのではないだろうか⁽⁴⁴⁾。

もちろんそうはいつても、諸般の理由で当該個人・団体がどうしても保存できないこともありえよう。その文書群全体を大学アーカイブズが保存できればよいが、文書収集基準などに照らした結果、不適切な文書群だと判断される場合はどうすればよいのか。

まずは、その当該大学の他機関（博物館、図書館、文学研究科など）で所蔵できるかを確認し、それが不可能となれば、地域の歴史資料保存ネットワークにはたらかかけ、所蔵者を模索することである。もちろんこうしたネットワークがすでに存在しているか否かは別問題であるが、一般に歴史文書の情報が集まりやすい大学や大学アーカイブズは、自治体アーカイブズとともにこうしたネットワーク作りにも積極的に関わらるべきである⁽⁴⁵⁾。

アーカイブズの作成主体による保存・活用と、それぞれをネットワークによって結びつけること、これは歴史資料の体系的な保存の要諦であると思われるが、当該大学のコミュニティにおいては、大学アーカイブズがその中心的な役割を担うべき機関といえるのである。

当該個人・団体がすでに死亡・消滅している場合、個人文書と団体文書ではやや事情が異なる。団体文書は、当該団体が消滅してしまえば、もはやアーカイブズとしての保存主体を完全に失うのに対し、個人文書は、当該個人の属する家のアーカイブズとして保存されていく可能性がある。個人文書については、その個人が死亡している場合でも、引き続きその個人が属した家に保存するように要請するという方法も、有力な選択肢として考えるべきである。

当該個人も家も死亡・消滅してしまった個人文書、当該団体が消滅した団体文書は、もはや別機関が保存するしかない。これについては、個人・団体文書を当該個人・団体がどうしても保存できないケースと、基本的に同じ手順をふめばよいだろう。

それでは、現物を文書群単位で適切に保存する方法がどうしても見つからない場合はどうすべきであろうか。まず素朴に、保存環境は劣悪であつても、極論すれば野ざらしでもよいから廃棄しないという選択肢もなくはない。ともかく廃棄してしまえば、その文書は二度と復元することはできないのだから、完全な廃棄は最終手段である。特に新しい文書群については、どんなに劣悪な保存環境になつても廃棄だけはしないという応急措置も考えるべきであろう。

本項の最後に、適切な保管庫はないが、資金なら用意できる場合はどうか。これについては、まず撮影によるマイクロフィルム化を考えるべきである。省スペースや公開の利便を考えれば、スキヤニングや撮影によるデジタル記録の方がすぐれていることはいうまでもないが、長期保存という面において不安要素が多い⁴⁶。もつとも、デジタル化だけであつても、廃棄するより数段よいことになり、各大学アーカイブズの事情によつて選択すべきであろう。

(2) 文書群における文書の評価選別

さて、前項で述べたような措置を講じることができず、文書群全部を現物として保存することがどうしても不可能な場合はどうすべきであろうか。ここでようやく②の文書群における文書の評価選別という選択肢が浮上する。

これは、形の上でいえば、大学アーカイブズが当該大学の記録史料を評価選別することと同じであるが、その意味にはかなりの違いがある。それは、当該大学の記録史料を評価選別するのは当該大学（のアーカイブズ）であるのに対し、本項で扱う評価選別は、その記録史料を形成・保存してきた個人・団体によるものではないという一点に帰着する。これを言い換えれば、個人・団体文書は、すでにその当該個人・団体によって評価選別を受けてきた存在なのである。すなわち、大学アーカイブズは、すでに評価選別を受けて保存されてきた文書を、もう一度「評価選別」しようとしていることになる。

そもそも、文書群やその内部構造を破壊しかねないこの行為が、はたして許されるのかという批判も当然ありえよう。しかし筆者は、前項で述べた措置に最善を尽くした結果であれば、やむをえないものと考ええる。大学アーカイブズで取り扱う文書は、そのほとんど全てが近現代の文書である。そして近現代文書のアーカイビングが、それ以前の古文書と異なり、際限なく増大する文書史料を「制御」し、⁽⁴⁷⁾未来に伝えるべき文書を評価選別する作業を「創造」的に行う行為であるとするれば、その手段としての評価選別（廃棄）⁽⁴⁸⁾をあえてする勇氣も必要であろう。そして、寄贈者の要望を最優先することが前提ではあるが、もし可能なら資料の評価選別を委任してもらおう形で寄贈を受けることが望ましいのではないだろうか。

さて、この②の場合でも、当該個人・団体が生存・現存しているか否かは重要な論点である。生存・現存しているのであれば、その原秩序を復元するにあたっては、当該個人・団体からの情報がきわめて重要になるからである。また歴史的文化的価値を評価する際にも、当該個人・団体の意見を参考にすることが必要であろう。⁽⁴⁹⁾その意味において、当該個人・団体が生存・現存しない場合、文書群における文書の評価選別は、きわめて困難な作業になることが予想され、評価選別に踏み切るハードルは相対的に高いといえる。⁽⁵⁰⁾

こうして評価選別の結果をうけて文書群の一部を廃棄するにしても、廃棄文書の記録を残すことが不可欠である。アーカイブズが設置主体（親組織）の記録史料を廃棄する際にも、廃棄文書の記録は必須のものであるから、これは当然であろう。そうでなければ、残した文書がどのような意味を持つのか十分に分からず、記録史料としての価値が半減してしまう。その意味では、個人・団体文書の評価選別の前提として、その文書群の構造（原秩序）を明らかにする作業が必要であるともいえる。

文書群の一部を残すにしても、現物ではなくマイクロフィルムやデジタルデータで残す方法、あるいは一部を現物で残し、あとのものを廃棄ではなくマイクロ化・デジタル化する方法もありえる。もちろんこの場合も、前項で述べたように、デジタルデータの長期保存上の問題点をふまえて、さまざまな選択をすることになる。

以上本節では、個人・団体文書を評価選別する際の実務上の手順について述べてきた。ただ①、②を問わず、A型、B型のアーカイブズを問わず、特に寄贈の申し出のあった所蔵者に対し、文書群の受け入れを辞退したり、あるいは文書群のうち必要なものだけを選択的に受け入れるという対応は、現実的にはなかなか難しいことは確かである。

しかし、たとえどれほどの規模と予算を与えられたとしても、大学アーカイブズは無限に文書を受け入れられる存在ではありえず、同時代の中で何らかの制約をうけた存在である。慎重を期し、手段を尽くすことは当然であるが、その結果であれば、文書を廃棄したり、現物ではない形で保存することをあえて全否定することはない。またそうしなければ、大学アーカイブズが機能を十分に発揮できず、かえってその衰退をまねくことにもなる。

また、逆にいえば、いくら歴史的に重要な文書群であっても、当該大学の歴史に関係する部分が小さく、他の機関での所蔵が可能であれば、そこへ譲る決断も必要である。文書群全体を現物として保存できるのであれば、そ

れがその文書群にとっては最良なのであって、ハコモノや組織の論理は優先事項ではない。いずれにしても、大学アーカイブズの機能を十全に発揮する体制作りを優先することが、かえって大学アーカイブズ組織の発展につながる近道ではないかと思う。

おわりに

以上のように本稿は、大学アーカイブズにおける個人・団体文書の収集や受け入れのあり方について、当該大学が生み出した記録史料にも十分に注意を払いつつ、その収蔵のあり方によって規定される大学アーカイブズ像と密接に関連づけながら、さらに地域の歴史資料保存をめぐる状況にも視野を広げて考察したものである。三つの論点をまとめて結びとしたい。

本稿では第一に、大学アーカイブズにおける個人・団体文書について、日本の大学アーカイブズの置かれた環境に留意しつつ、記録史料学の成果にもとづいて定義し、簡単な分類作業をおこないながら、その特徴について論じた。

大学アーカイブズにおける「個人・団体文書」は、国立と私立を問わない議論をおこない、また単なる「事務文書」ではなく、当該大学の生み出した記録史料全体との対比において論じ、しかも地域の歴史資料保存との関連にも視野を向けるために必要な概念設定である。また、それが個人・団体固有の記録史料でもあることを明示するために、少なくとも本稿では「個人・団体文書」と呼ぶことが最も合理的である。また、この個人・団体文書は、媒体・作

成主体の多様性、文書群としての出所の同一性においては、当該大学が生み出した記録史料と同じであるが、当該大学の歴史を再構成するうえで必要とされる部分や要素は大きく異なり、これに即した独自の分析が必要とされる。

本稿では第二に、大学アーカイブズの多様性を尊重しつつ核となる理念を共有するため、分析の枠組みとして日本の大学アーカイブズの現状に応じた二つの理念型を設定し、それぞれの理念型が必要とする個人・団体文書について考察した。

日本の大学アーカイブズの現状から見ると、大学の組織としての歩みを再構成できる歴史資料を重視し、評価選別によって保存が決定された当該大学の記録史料（事務文書・刊行物など）の保存と公開を業務とする、狭義の（公）文書館としてのタイプ（A型）と、大学の多様な要素を発掘し、大学と社会とを有機的に結びつけることを重視して幅広い活動を行う歴史資料館としてのタイプ（B型）という、二つの理念型を設定することができる。そして必要とされる個人・団体文書も、この二つの型ではかなりの違いが認められ、それぞれの大学アーカイブズは、A型的要素とB型的要素の割合、投下される資材の絶対量などを勘案しつつ、収集し受け入れる文書を決めることになる。ただし、教員の個人的な研究資料や、当該大学の歴史や学是、建学の精神に全く関係のないものについては、大学アーカイブズやその機能の独自性や固有性を担保する観点から、基本的に収集し、受け入れるべきではないというのが筆者の見解である。

本稿では第三に、第二の論点にしたがって個人・団体文書を評価選別する際の手続きや手順などについて、評価選別そのものの是非を含めて論じた。

個人・団体文書を評価選別するにあたっては、大学アーカイブズやその機能の独自性を担保し、評価選別の恣意性を否定するためにも、文書の受け入れ基準を内外に明示しておくことが望ましい。その際には、地方自治体アー

カイブズを参考にすると、個人・団体文書の特質に配慮し、しかも当該大学の生み出した記録史料との関係性を明らかにするという観点から、同一の基準内に個人・団体文書の独立した項目を設けることが適切であると考えられる。また、具体的な基準内容についても、自治体アーカイブズが参考になるが、第二の論点を反映したもう少し詳細な基準が必要となるであろう。

文書群単位の評価選別（受け入れの是非の判断）については、とりわけ文書の形成・保存主体である個人・団体が生存・存続している場合は、まずその個人・団体が保存する方法を模索すべきである。これは単に大学アーカイブズの書庫の節約のためだけではなく、日本にアーカイブズ文化を普及する観点から重要であり、大学アーカイブズは単なる文書の保存機関というだけではなく、当該大学のコミュニティにおける歴史資料のネットワークを形成し、その中心となる役割にも自らを任じるべきである。また、現物の保存が不可能な場合は、廃棄は最終手段であるが、もし撮影やデジタル化が可能であれば、長期保存上の問題点に留意しながらこれを選択することになる。

文書群における文書の評価選別については、際限なく増大する現代の記録を制御し、未来に残す文書を創造するという観点から、特に文書の出所（個人・団体）が生存・現存している場合には、本稿で論じた手段を尽くしたあとであるならば、評価選別のうえ廃棄文書を記録し、最終的に廃棄するという方法を全否定すべきではない。また、大学史には関連はうすいが歴史的に重要な文書群についても、大学アーカイブズの機能を発展させるといった観点を優先し、他の機関に委ねるといった勇気ある選択も必要である。

注

- (1) 本文でもふれるが、本稿では施設としての「アーカイブズ」という用語については、かなり広い意味で用いている。その一方で、この「アーカイブズ機能」については厳密な意味に用いる。
- (2) すでに一九八〇年代において、『東京大学史紀要』第四号（一九八三年）の「特集・大学アーカイブズ」（寺崎昌男「大学アーカイブズ (archives) とはなにか」、彌永史郎「大学文書館の成立過程―コインブラ大学の場合―」、小川千代子「SAAと大学アーカイブズについて」、大藤修「学校史料と社会教育史料の保存を」（『日本教育史往来』第三四号、一九八五年、第三五号、一九八六年、のち大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』、吉川弘文館、一九八六年、第三章「学校史料の保存と大学文書館」として所収）、小川千代子「大学文書館のあり方―西ドイツの場合を中心に―」（上）、（下）（『日本教育史往来』第三六号、第三七号、いずれも一九八六年）、同「大学の文書館」（『日本の科学者』第二二巻第四号、一九八七年）など、外国の大学アーカイブズを紹介し、アーカイブズ機能を備えた大学アーカイブズ像を提示した論稿が現われたが、その後の一九九〇年代には、これらの十分な継承・発展は見られなかったようである。
- (3) 全国大学史資料協議会東日本部会会報『大学アーカイブズ』（一九八九年）、全国大学史資料協議会西日本部会会報『西日本部会会報』（一九九六）、澤木武美・鈴木秀幸・中野実・日露野好章・松崎彰「大学史編纂と資料の保存―現状と課題」（『記録と史料』第三号、一九九二年）、全国大学史資料協議会東日本部会編刊『全国大学史資料協議会東日本部会十年の歩み』（一九九九年）、全国大学史資料協議会『研究叢書』（二〇〇〇年）、寺崎昌男・別府昭郎・中野実編著『大学史をつくる―沿革史編纂必携』（東信堂、一九九九年）、中野実『野間教育研究所紀要第四五集 大学史編纂と大学アーカイブズ』（野間教育研究所、二〇〇三年）など。
- (4) 現段階の到達点を示す代表的なものとして、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』（京都大学学術出版会、二〇〇五年）がある。また国立大学のアーカイブズについて論じたものとしては、折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」（『京都大学文書館研究紀要』第一号、二〇〇二年）、小池聖一「国立大学法人化の中の大学文書館―広島大

学文書館の設立とその問題点」(同第三号、二〇〇五年)などが挙げられる。

また、文部科学省科学研究費補助金の研究としても、二〇〇二・二〇〇三年度には「大学アーカイヴズ機能についての基礎的研究―「大学改革」との関連において―」(研究代表者〓新谷恭明(九州大学大学院人間環境学研究院教授・九州大学史料室副室長)、基盤研究(B)(2)、課題番号14310125)、二〇〇四年度には「大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究」(研究代表者〓西山伸(京都大学文書館助教授)、基盤研究(C)(1)、課題番号16632004)が行なわれ、それぞれ研究成果報告書が刊行されている。さらに現在、二〇〇五年度から二〇〇七年度の三年間の研究として、「大学所蔵の歴史的公文書の評価・選別についての基礎的研究」(研究代表者〓西山伸(京都大学文書館助教授)、基盤研究(B)(2)、課題番号17320094)が進行中である。名古屋大学文書資料室からは、室員が後二者に共同研究者として加わっている。

(5) 永田英明「大学アーカイヴズ資料論」(前掲、『日本の大学アーカイヴズ』)は、「個人文書と大学アーカイヴズの関わりという問題は、まだ議論が十分とはいええず、検討しなければならない課題も多い。個人文書の収集保存を大学アーカイヴズの業務の軸の一つとして位置づけるのであれば、そこには厳密な意味でのアーカイヴズとは異なる、別の概念を併せて導入することも必要かもしれない。」としている。

(6) 当時多くの史料や古文書が散逸の危機に直面しており、これらの運動がきわめて大きな意義を持つていうことは言うまでもない。戦前戦後のアーカイヴズ認識、および戦後の史料保存運動や文書館設置運動の歴史については、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本の文書館運動―全史料協の二〇年―』(岩田書院、一九九六年)、高橋実『文書館運動の周辺』(岩田書院、一九九六年)、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本のアーカイヴズ論』(岩田書院、二〇〇三年)、青山英幸「日本におけるアーカイヴズの認識と「史料館」・「文書館」の設置」(安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、一九九六年、第六章)、鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』(北海道大学図書刊行会、二〇〇二年)第一章などを参照されたい。

(7) 代表的なものとして、安藤正人「文書館についての四章」(尼崎市立地域研究史料館『地域史研究』第二〇巻第二号、一九九一年、のち安藤正人『草の根文書館の思想』、岩田書院ブックレット三、一九九八年、に所収)、安澤秀一『史料館・文書館学への道―

記録・文書をどう残すか」（吉川弘文館、一九八五年）、大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』（吉川弘文館、一九八六年）。

注（2）で挙げた、寺崎昌男氏や小川千代子氏の論稿も、その一環として位置づけられよう。

- (8) 一九九〇年代前半の代表的なものとして、高野修『地域文書館論』（岩田書院、一九九五年）、北川健「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」（『地方史研究』第二二八号、一九九〇年）、戸島昭「地方自治体の記録をどう残すか―文書館へのステップ―」（『記録と史料』第三号、一九九二年）など。その他にも枚挙にいとまがなく、その後現在まで諸論稿が蓄積され続けているが、それらについては本文で必要に応じてふれることとする。

- (9) 『地方史研究』第三二四号（二〇〇五年）小特集「民間所在史料のゆくえ」。

- (10) 本稿は、二〇〇六年一〇月一三日に行われた、全国大学史資料協議会全国研究会における筆者による報告「大学アーカイブズにおける個人文書の諸問題―名古屋大学の例を中心に―」の一部をもとにしたものである。ただし、その後の研究の結果、やや論旨が変わっている部分もある。また、当該大学出自ではない文書という意味では、個人文書と団体文書は性格が類似しているとの見地から、本稿では合わせて論じることにした。

- (11) 前掲、永田英明「大学アーカイヴズ資料論」は、「個人文書」について、「個人の手許に集積され、個人の手によって保存管理されてきた史料群」であると定義している。本稿における個人・団体文書を定義する視点も、「個人」を「個人・団体」に替えれば同じことである。

- (12) 拙稿「大学アーカイブズと『大学資料』（刊行物資料）―名古屋大学における理論と実践―」（『名古屋大学文書資料室紀要』第一四号、二〇〇六年）。

- (13) 本稿において、機関ではなく、そこに所蔵されるものを表すところの「アーカイブズ」、あるいはその訳語としての「記録史料」は、特定の機関や個人によって作成・收受・保存されてきた記録からなる史料群のことを指す。当該大学には当該大学の、A団体にはA団体の、B個人にはB個人のアーカイブズがそれぞれ存在する。その意味では団体・個人文書もアーカイブズにほかならない。しかしながら、A団体のアーカイブズは、B個人にとってはアーカイブズではないと、厳密に定義する。

- (14) この定義にしたがえば、国立大学法人では一般には法人文書として扱われない、学科や講座、研究室独自の運営文書も、当該

大学のアーカイブズとして位置づけられる。よって本稿では、これも個人・団体文書には含めない。

また、大学アーカイブズが取り扱う資料を、作成主体が個人か団体か否か、形態がいわゆる事務文書か否か、などといったファクターに関わらず、「大学という組織自らが生み出す」資料か否かで分類した論稿に、神谷智「大学アーカイヴにおける資料の収集・整理・保存・公開について」（前掲、『日本の大学アーカイヴズ』）があり、本稿も強い影響を受けている。ただ、学生自治会や教職員組合などの資料や、前身諸学校の資料などをどちらに位置づけるかについては、本稿と異なる部分もある。

(15) 文書館用語集研究会編／全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』（大阪大学出版会、一九九七年）、一一五頁。

(16) いわゆる物品類については、さすがに文書とは呼べない。しかし、たとえば当該大学が製作した記念品類などについては、当該大学が生み出した記録（記念することは一種の記録行為である）であって、その機能は文書と何ら変わらない。ただ、当該大学が生み出したという意味では、さまざまな実験器具や標本類といったものも視野に入れなければならない。博物館との役割分担という問題もある。議論が煩雑になりすぎるため、本稿では対象から外した。他日を期したい。

(17) 本学では、名古屋帝国大学として創立されたのは一九三九年（昭和一四）年であるが、医学部は愛知医学校として明治初期にまで源流をたどることができ、そのほかにも、戦後に本学へ包括されたものとして、それぞれ旧教養部、経済学部、教育学部の前身にあたる第八高等学校、名古屋高等商業学校、岡崎高等師範学校がある。名古屋大学史編集委員会編『名古屋大学五十年史』通史一、通史二（名古屋大学、一九九五年）は、五十年史と銘打ちながらも、その四分の一もの紙幅を、前身諸学校に割いている。

(18) 当該大学の事務文書の作成者をその職員とすることも可能だが、それはあくまでも当該大学の職員として作成したものであり、作成者は出所である当該大学とすべきであろう。

(19) オーラルヒストリーは、当該大学のアーカイブズが実施するという意味では、当該大学が生み出す記録史料であるし、その一方で多くの場合は当該大学を退職したあとの非構成員から聴き取るという意味では、個人・団体文書といえなくもない。諸外国でもオーラルヒストリーは、失われた記録遺産の復元やコミュニティの「記憶」を未来に伝える手法として、文書館の基本的な業務とされている（安藤正人「アーカイブズの地平」（国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上、柏書房、

二〇〇三年)、青山英幸「現代記録の保存体制構築をめざして」(前掲、安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』)が、一般の記録史料とはかなり性格を異にしている。これについては本稿では割愛し、別稿を期したい。

(20) 大学アーカイブズ研究の先駆的論文の一つである前掲、寺崎昌男「大学アーカイヴズ (archives) とはなにか」では、大学アーカイブズが収集する資料として、多くのものが挙げられている。ただこれは、これら全てを同じように収集するという意味ではなく、諸外国の大学アーカイブズを調査した結果から得られた最大公約数的なリストであり、このうちのどれを重点的に集めるかは、各大学アーカイブズの個性にゆだねられていると理解すべきである。

(21) 西山伸「大学アーカイブズ」の現状と今後」(前掲、『日本の大学アーカイヴズ』)。また、京都大学大学文書館の活動方針については、西山伸「記念講演 京都大学大学文書館の現状と課題——大学アーカイヴズ」論への手がかりとして」(『全国大学史資料協議会東日本部会編『研究叢書第六号 大学アーカイヴズのこれから——二〇〇四年度全国研究会報告 於・京都大学——』、全国大学史資料協議会、二〇〇六年)も参照されたい。

(22) 明治大学史資料センターの活動方針については、鈴木秀幸「現状報告③ 広がる大学史活動」(前掲、『大学アーカイヴズのこれから』)が最もよくまとまっている。また大学アーカイブズと地域・地方については、鈴木秀幸「大学史活動と地方」(前掲、『日本の大学アーカイヴズ』)を参照。

(23) 注(21)、(22)で挙げた諸論稿。

(24) 前掲、大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』、二七〇〜三〇〇、六七〇〜七〇〇頁。前掲、高野修『地域文書館論』序論、樋口雄一「公文書館における評価と選別——原則的考えかた——」(『神奈川県立公文書館紀要』第二号、一九九九年)、水口政次「都道府県文書館の文書・記録の保存と利用」(松尾正人編『今日の古文書学』第二二巻、雄山閣、二〇〇〇年)、前掲、鈴江英一「近現代史料の管理と史料認識」、四六〇〜四九頁、戸島昭「文書・記録の評価と選別」(前掲、『記録史料の管理と文書館』)。前掲、安藤正人「アーカイブズの地平」など。

(25) 大濱徹也「日本のアーカイブズ——現在問われるべき課題をめぐる——」(『EASTICA 第三回総会報告書』、国立公文書館、一九九八年)、富永一也「公文書館論」(『沖縄県公文書館研究紀要』第三号、二〇〇一年)など。

(26) ほとんどの国のアーカイブズ法には、非公文書史料(民間史料)の重要性が明確に規定され、その保護方法について定められているという(安藤正人『記録史料学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』、吉川弘文館、一九九八年、二六九〜二七一頁)。これは、公文書館に所蔵すべきか否かとは別の次元の問題であるが、日本においても、こうしたアーカイブズ法が必要であることは言うをまたない。

(27) また諸外国でも、アーカイブズという用語が、アーカイブズ機能を持ち、当該団体の生み出す記録史料を保存する施設としての意味しか持っていないのかといえば、必ずしもそうとはいえないようである。石原一則「欧米諸国文書館の文書・記録の保存と利用」(前掲、『今日の古文書学』第一二巻)によれば、欧米でも現在、文書館(アーカイブズ)を二つの概念に分けることがある。すなわち、その団体等の生み出す記録史料を扱う institutional archives (組織内文書館)、寄付・購入などによって記録史料を収集する collecting archives (収集による文書館)である。また両方の中間的な文書館もあるという。現在の日本では、大学アーカイブズを含めたほとんどアーカイブズが、この中間的なアーカイブズということになる。

また、従来は公的記録の収蔵のみに機能を限定していた欧米の公文書館も、近年は公的意義の大きな個人文書を受け入れるようになりつつあるという(石坂昭雄「文化遺産としての「文書」と文書館制度の将来—欧米の実績に学んで—」、『北海道立文書館研究紀要』第六号、一九九一年)。

しかし筆者は、A型とB型の両機能は、たとえ同じ組織の中にあっても明確に峻別することが必要であると考えている。広島大学文書館や九州大学文書館は、文書館をそれぞれA型とB型の機能を担う二つの室に分けているが、当該大学の事務組織の十分な協力が得られるならば、これも有効な方法である。

また、最近発表された、公文書以外の古文書や民間史料の重要性とその所蔵施設の充実を主張しつつ、公文書館をアーカイブズ機能に純化させる方向性を論じたものとして、鎌田和栄「公文書館」施設と、「古文書」「民間所在資料」のより良い保存・公開に関する一考察」(『京都大学文書館研究紀要』第四号、二〇〇六年)。

(28) 大学文書資料室では、一九六〇年代から七〇年代の前半にかけて長く本学学生部次長を務めた牧島久雄(故人)の、二〇六冊におよぶ職務用ノート(「牧島メモ」)を、牧島家のご好意により受託保存している。これは同時期の大学運営の実態を明らかに

する超一級史料であるが、まだ公開はしていない。

また、大学文書資料室では、年度末に定年退職する教職員に対し、本学広報誌や個別通知によって個人文書の提供を呼びかけているが、主に期待しているのはこの手元文書である。しかし、この呼びかけに応じる形での手元文書の提供例は今のところない。容易なことではないが、対象となる役職を特定し、その役職にあつた教職員の手元文書が、制度的・慣行的にアーカイブズに提供されるようなシステムをつくるべきであろう。広島大学文書館では、現学長の手元文書を定期的に引き取つていくというが、こうしたシステムを確立する基礎になる例として注目される。

- (29) 豊見山和美「沖縄県における公文書の管理と公文書館—四年間の実践と今後の展望—」（『沖縄県公文書館研究紀要』第二号、二〇〇〇年）は、こうした状況を解決する手段として、職員に作成保管している記録が公的記録なのか私的記録なのかを認識してもらふことと、記録類をファイリングするためのファイル基準表を用意することの二つを挙げている。

- (30) 西山伸氏は、「大学の研究者が個人として行つた研究の成果」について、「理念的にも現実的にもこれらを大学アーカイブズの直接の対象にするには留保が必要なのではないだろうか。」との見解を示している（西山伸「大学アーカイブズ」を考える—京都大学大学文書館の設置—」、「記録と史料」第一二号、二〇〇二年）。また森本祥子氏も、研究資料をアカウンタビリティ保証の一環を担うアーカイブズの核とすべき組織文書ではないことから、私文書などともに「+α」の史料であると位置づけている（森本祥子「大学組織のアーカイブズ—理論と実践の提示への期待」、（前掲、『日本の大学アーカイブズ』、同「普遍的アーカイブズ像の模索—自治体に所属しない者の視点から—」（前掲、『地方史研究』第三一四号）。ただこの両者は、主にA型の大学アーカイブズを想定している。

- (31) 前掲、拙稿「大学アーカイブズと「大学資料」（刊行物資料）—名古屋大学における理論と実践—」。

- (32) 蔵書については、むろん図書として認識することも可能だが、図書館においても「文庫」の名の下に一つの資料として位置づけている場合が多い。また、図書は一般には二次情報であつても、その個人が業務遂行のために収集したという観点からすれば、その個人にとっては一次情報であり、記録史料として認識される（前掲、大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』、一〇頁）。

- (33) もちろん例外はあり、大学運営においてきわめて重要な地位にあつた個人の日記には、事務文書では絶対に明らかにならな

い事実が記されている可能性はある。樋口雄一「公文書館資料の構成と利用について」（『神奈川県立公文書館紀要』第三号、二〇〇一年）では、重要な個人の日記には公的記録にはない事項が記されており、公的に保存されて行かなければならない資料群であるとされている。

(34) 大学文書資料室では、本学初代総長である渋沢元治の個人文書を一括保存しているが、実は本学時代の史料はそのごく一部にすぎない。しかし渋沢は、近代日本の電気行政を確立した官僚であると同時に、東京帝国大学工学部長として電気工学の第一人者でもあった。それまで前身諸学校や名古屋と特に関係のなかつた渋沢が、一九三九（昭和一四）年に名古屋帝国大学が創立される時、理工学部ゼロからの新設という使命を帯びて総長に任じられた。このことから、渋沢のキャリアそのものが、本学の創立ときわめて密接な関係にあつたと考えられるのである。

広島大学文書館でも、森戸辰男初代学長の膨大な個人文書（森戸辰男文庫・森戸辰男関係文書）を所蔵している。これは、森戸学長が掲げた理念の一つである「自由で平和な一つの大学」を明らかにする史料として位置づけられている（小池聖一「基調講演 広島大学文書館の目指すもの―広島大学文書館の現在とこれから―」、『広島大学文書館紀要』第七号、二〇〇五年）。これも建学の精神を体现する文書といえる。明治大学史資料センターが三木武夫文書を受け入れたのも、三木を同大学の建学の精神を体现する人物と位置づけるからにはかならない（前掲、鈴木秀幸「広がる大学史活動」）。

また、米国立公文書記録管理局（NARA）は公的記録を扱う機関であるが、その一部局である大統領図書館部に限っては、歴代大統領の在任時期以外の個人記録も扱っている。また、米ニューヨーク州ロチェスタ市の文書館・記録センターも公的記録のみを扱う機関だが、ライオネル市長の文書だけは例外であるという（小川千代子『世界の文書館』、岩田書院ブックレット五、二〇〇〇年）。

(35) 伊藤昇「現状報告④「学園史料保存規程」（案）の制定について」（前掲、『大学アーカイヴズのこれから』）によれば、立命館百年史編纂室では、「学園史料保存規程」なるものを制定する構想を持っているという。ただそれは、主に学内文書の散逸を防ぐことを目的とするものである。

(36) 前掲、鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』、第三章第三節、前掲、戸島昭「文書・記録の評価と選別」。

(37) この分類にあたっては、前掲、戸島昭「文書・記録の評価選別」に掲載されている基準例を参考にした。前掲、高野修「地域文書館論」には、藤沢市文書館の基準が載せられている(一一八〜一二〇頁)。これはごく簡潔な内容であるが、タイプとしては(ii)に属する。

(38) 前掲、戸島昭「文書・記録の評価選別」は、北海道立文書館の基準について、「公文書と私文書という二つの観点から、都道府県立の文書館を取り巻く文書・記録群を全体的にとらえて、それぞれに対応する評価・選別基準を連立的に設定した事例」と評価している。また前掲、樋口雄一「公文書館における評価と選別」は、自治体アーカイブズでは、公文書資料とそうでない資料とを問わず、地域の社会構成体資料のそれぞれを配慮に入れた評価・選別が必要であると主張している。

(39) 山口県立文書館副館長(当時)の戸島昭氏は、「私的に所有されている古文書・古記録」の評価基準として、歴史的価値、希少価値、社会的価値、伝承的価値(伝統の継承)、地域的価値(地域の独自性)の五つを挙げている(前掲、戸島昭「文書・記録の評価選別」)。これも北海道立文書館の基準と通底する部分が大きい。ただし山口県立文書館では、私文書の選別基準をまだ明文化していない(将来的には必要になるかもしれないとしている)。

(40) (iii)の例であるが、群馬県立文書館では「古文書収集要領」を定めている。きわめて詳細で委曲を尽くしているが、これはこれでほとんど全ての文書が対象になりかねず、どの程度の具体性が必要なのかは難しい問題である。

(41) 本稿では、当該団体が、別の団体と対等合併、吸収合併した場合、あるいは発展的解消によって別の団体になった場合は、現存していると見なす。

(42) 前掲、水口政次「都道府県文書館の文書・記録の保存と利用」は、「本来、民間史料は、その史料が作成された「場」である所蔵者のお宅で保存・活用できることが望ましい。史料は作成母体があり、それとの関連を意識しないでは史料を利用し得まい。」としている。

(43) 山本幸俊「地域史料の保存と文書館―新潟県立文書館、史料所在調査の試み―」(『新潟県立文書館研究紀要』創刊号、一九九四年)。田中康雄「日本歴史協会主催シンポジウム―文書館・アーキビスト問題について―報告の記」(『全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会報』第四六号、一九九八年)でも、「都道府県文書館は、現実に存在する保存機関として、施設として

の活躍のほか、史料保存行政の一部をも果たす、多面的な任務を背負っているといえよう。」とされている。

またイタリアの州文書館は、中央の文書館を凌駕する量の記録史料を保存するとともに、州下の各自治体の公的記録のみならず、多く村々が保有する古文書、私人や家、私企業の記録史料の保存を管理監督するする権限を有しているという（国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』、岩波書店、一九八八年、一六〇―一九頁）。

- (44) 谷本宗生「実例報告①レファレンス 東京大学史史料室の活動をとおして―」（全国大学史資料協議会東日本部会編『研究叢書第七号 大学史資料の公開と活用―二〇〇五年度全国研究会報告 於・慶應義塾大学』（全国大学史資料協議会、二〇〇七年）によると、谷本氏は、史料の所蔵先には「適材適所」があり、部局研究室、博物館、学友・同窓会に保存された方がよい史料もあるものであつて、「史料室のような組織こそ、そのためのコーディネーターや手助けに徹する役割が全学的には求められる。」と述べている。この考え方をより拡大すべきであろう。

- (45) カナダのウィンザー市文書館の史料受け入れ方針第五条には、その方針から外れた特別な資料の受け入れに関心を持つ地域の文書館と、資料の所蔵者についての情報交換をして協力するという条文があるという（前掲、小川千代子『世界の文書館』）。

また安藤正人氏は、全国的・総合的な史料保存を進めるためには、国や地方自治体の文書館を設立するだけでは不十分であり、その他の諸機関・諸団体、たとえば企業や大学などの文書館、その他さまざまな分野の専門文書館を設け、これらを全国的な協議体のもとでネットワーク化することを考えなければならぬとしている（前掲、大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』、三〇―三三頁）。さらに安藤氏は、「みずからが、みずからの」記録を保存することが本旨であるとしつつも、それぞれが全く孤立した形で記録の評価選別や保存公開を行うことは必ずしも最善の策ではないとし、現代社会においては、一つの事業が複数の組織体や地域、分野にわたって実施されることが一般的であり、現代記録の評価選別や保存公開は、地域や分野を共通にする複数の文書館が共同で行う方がはるかに効率的であるとしている。そしてこれは、アメリカなどでは「ドキュメンテーション戦略」としてすでに実行されているという（前掲、安藤正人・青山英幸『記録史料の管理と文書館』、七―九頁）。

- (46) 電子記録の長期保存の問題点やそれへの対策については、小川千代子『電子記録のアーカイビング』（日外アソシエーツ、二〇〇三年）、中島洋編著『デジタル情報クライシス―情報を一〇〇〇年残す方法』（日経BP企画、二〇〇五年）などを参照。

元が紙媒体の文書の場合、文字記録であっても画像記録として保存されるわけだから、最初から電子記録として作成された記録よりも、長期保存のハードルがより高いといえる。

(47) 前掲、鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』、四頁。

(48) 前掲、戸島昭「文書・記録の評価と選別」。能動的評価選別論で著名なドイツのブームスは、アーキビストが行なう記録の評価選別は、記録遺産の形成という創造的行為であると主張しているという（前掲、安藤正人『記録史料学と現代』、二四六頁）。

(49) 当該個人・団体にとっての業務的価値や証拠的価値の観点からの評価選別については、その価値がないから寄贈の対象になつたわけであるから、考慮する必要はあるまい。

(50) 永井英治「アーカイブズにおける評価選別―歴史学と大学アーカイブズの視点から―」（『南山経済研究』第二〇巻第二号、二〇〇五年）は、「作成主体が現存せず、業務内容・手続きを直接知ることができない古文書に対しては、評価選別による廃棄を行なうべきではない」と主張している。筆者も基本的にはこれに同意であり、残存する歴史資料の絶対量が少ない時期の古文書においてはとりわけその通りである。ただ、当該大学の歴史に関係がある古い時代の文書は、そもそも最重要の収蔵対象になるだろうし、逆にいくら歴史的に重要であっても、当該大学の歴史に関係のない文書は大学アーカイブズ以外の機関が収蔵すべきである。そう考えると、前項の手段を尽くしたあとであれば、こうした文書の評価選別も選択肢としてはありえるというのが筆者の見解である。

（ほった・しんいちろう 大学文書資料室）